

コンサルティングフィーについて

●期間の定めのない雇用契約の紹介の場合

（月給×12か月）の 30%

※月給には基本給および固定給のみを含み、勤務実態等により金額が変動する賃金（例:実費で支給される交通費/皆勤手当/臨時で支払われる特別手当等）は含みません。

※上記を基準としますが、別途書面による合意がある場合はその金額とします。

※上記金額には消費税は含まれておりません。

●期間の定めのある雇用契約の紹介の場合

（労働条件通知書等に記載されている賃金）の 50%

※勤務実態等により金額が変動する賃金（例:実費で支給される交通費/皆勤手当/臨時で支払われる特別手当等）は含みません。

※雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分の賃金が算出対象となります。

※上記を基準としますが、別途書面による合意がある場合はその金額とします。

※上記金額には消費税は含まれておりません。

短期離職によるご返金について

本サービスでの紹介によって採用された応募者が、入社後明らかに応募者の責により解雇されるに至った場合、または、応募者が自己都合（退職勧奨による退職その他雇用保険の失業給付において特定受給資格者または特定理由視力者の範囲に該当する場合、また、応募者に対するハラスメント等に起因する退職であると、Growth Partnersが合理的理由に基づき判断した場合は含みません）によって退職した場合、受領したコンサルティングフィーのうち下記の金額を返還いたします。ただし、返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとし、翌々月1日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

なお、破産、会社更生、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等の理由、応募者のポジション廃止、または変更等に起因する退職は「明らかに 応募者の責による」または「自己都合」のいずれにも該当いたしません。

1ヶ月以内で退職した場合 コンサルティングフィーの90%

1ヶ月を超え3ヶ月以内で退職した場合 コンサルティングフィーの50%

3ヶ月を超え6ヶ月以内で退職した場合 コンサルティングフィーの20%